

委託契約書（案）

委託業務名 県庁舎等構内樹木養生業務
委託金額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
委託場所 福島市杉妻町2番16号ほか
契約保証金

上記委託業務について、委託者 福島県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

（業務の履行）

第1条 乙は、別添委託仕様書に基づき、頭書の期間内に頭書の委託業務（以下「業務」という。）を甲の指定する施設管理課担当職員の指示に従い実施しなければならない。
(実施計画等)

第2条 乙は、業務の実施に当たっては、実施計画書等を提出し、あらかじめ甲の承認を得て計画的に実施するものとする。

（業務報告）

第3条 乙は、業務報告を甲の指示するところにより甲に報告しなければならない。

（履行の確認及び補正）

第4条 甲は、前条の規定による業務報告その他の方法により、業務内容を確認しなければならない。

2 前項の確認の結果、乙の業務内容が適正を欠く場合は、甲は乙に対し速やかに業務内容の補正を命ずるものとする。

3 前項の補正に要する経費は乙の負担とし、当該補正に係る確認については第1項の規定を準用する。

（契約金額の支払）

第5条 甲は、契約金額を次により支払うものとする。

第1回分（上半期の履行確認後） 円

第2回分（下半期の履行確認後） 円

2 乙は、業務内容について、前条の確認の結果適正であるとされたときには、請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、乙の適法な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

（遅延利息）

第6条 甲は、正当な理由なく前条第3項の期間内に契約金額の全部又は一部を支払うこ

とができないときは、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じて当該未払代金に対し年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を支払うものとする。

（損害賠償）

第7条 委託契約期間内に乙又は乙の従事者の責めに帰すべき事由により盜難、損傷その他の事故が発生した場合は、その損害は乙が賠償するものとする。ただし、天災地変その他避けることができない事由による場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により乙が業務の履行を継続できる見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約で定める着手時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 乙が解除を申し出たとき。
- (4) 乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ

るとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対し 30 日前までに書面で解除の通知をした上で契約を解除することができる。

3 乙は正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得て、この契約を解除することができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条第 1 項の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 10 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに譲渡し、承継させ、若しくは担保に供し、又は業務を一括して他人に委任してはならない。

(談合その他不正行為による損害賠償)

第 11 条 甲は、この契約に関しが次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以

下「独占禁止法」という。) 第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(名義変更の届出)

第12条 乙は、その代表者に変更があったときは、その名義変更に係る登記簿謄本その他のこれを証する書面を添えて、甲にその旨を届け出なければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、業務遂行上知り得た甲又は甲の関係者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(光熱水費)

第14条 業務の遂行に必要な光熱水費は、甲の負担とする。

(契約外の事項)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ甲、乙協議の上定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第16条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者（甲） 福島市杉妻町2番16号
福 島 県
福島県知事 内 堀 雅 雄

受託者（乙）